

令和2年度

自転車を活用したまちづくりを推進する  
全国市区町村長の会 四国ブロック会議  
(書面開催)

令和3年3月

今治市



自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会  
令和元年度 四国ブロック会議 目次

|                  |    |
|------------------|----|
| 四国ブロック会員リスト      | 1  |
| 1. 議案            | 2  |
| (1) 要望・意見交換      |    |
| 議案第1号（要望）        | 3  |
| 議案第2号（意見交換）      | 5  |
| 議案第3号（意見交換）      | 7  |
| (2) 役員改選（案）について  |    |
| 議案第4号（次期役員候補者）   | 9  |
| 2. 協議事項          |    |
| (1) 次期開催地について（案） | 10 |
| 規約               | 11 |

## 四国ブロック会員リスト（3月15日現在）

| (徳島県) | (香川県) | (愛媛県) | (高知県) |
|-------|-------|-------|-------|
| 徳島市   | 高松市   | 松山市   | 土佐市   |
| 鳴門市   | 丸亀市   | 今治市   | 須崎市   |
| 阿南市   | 坂出市   | 宇和島市  | 宿毛市   |
| 美馬市   | 善通寺市  | 八幡浜市  | 土佐清水市 |
| 三好市   | 観音寺市  | 新居浜市  | 四万十市  |
| 勝浦町   | さぬき市  | 西条市   | 香南市   |
| 佐那河内村 | 東かがわ市 | 大洲市   | 田野町   |
| 神山町   | 三豊市   | 伊予市   | 安田町   |
| 那賀町   | 土庄町   | 四国中央市 | 北川村   |
| 板野町   | 小豆島町  | 西予市   | 芸西村   |
|       | 宇多津町  | 東温市   | 土佐町   |
|       | 綾川町   | 上島町   | いの町   |
|       | 琴平町   | 久万高原町 | 中土佐町  |
|       | 多度津町  | 松前町   | 梼原町   |
|       | まんのう町 | 砥部町   | 四万十町  |
|       |       | 内子町   |       |
|       |       | 伊方町   |       |
|       |       | 松野町   |       |
|       |       | 鬼北町   |       |
|       |       | 愛南町   |       |

### <四国ブロック事務局>

|        |               |                                  |
|--------|---------------|----------------------------------|
| 事務局長   | (今治市 産業部長)    | 秋山 直人                            |
| 兼事務局次長 | (同 観光課長)      |                                  |
| 事務局員   | (同 サイクルティ推進室) | 渡部 誠也<br>鳥生 敬輔<br>中田 尚雄<br>岡田 淳嗣 |

案

議



# 令和2年度 四国ブロック会議 議案

## (1) 要望・意見交換

### 要望

| 議案番号 | 件名                                  | 提出団体 |
|------|-------------------------------------|------|
| 1    | 新しい生活様式の定着に向けた自転車通勤促進への取組に対する支援について | 今治市  |

### 意見交換

| 議案番号 | 件名                          | 提出団体 |
|------|-----------------------------|------|
| 2    | 高齢者の運転免許自主返納に伴う自転車活用の取組について | 今治市  |
| 3    | サイクリスト実態調査について              | 上島町  |

## (2) 役員改選(案)について

| 議案番号 | 件名   |
|------|--|
| 4    | 四国ブロック次期役員候補者について<br>※令和3年6月9日(次年度総会の日)から令和5年度総会の日まで |

今治市

新しい生活様式の定着に向けた  
自転車通勤促進への取組に対する支援について

自転車は、適度な運動に加え移動時におけるソーシャルディスタンスの確保を可能とすることから、コロナ禍における「新しい生活様式」においてその活用が推奨されており、加えて環境への負荷低減等にも寄与するなど、今後ますますの需要が期待されるところである。

こうした中、国においては、企業等が過度な負担なく円滑かつ適切に自転車通勤制度を導入できるよう、「自転車通勤導入に関する手引き」の活用をはじめ、様々な媒体での情報発信等により、企業・団体等に対し自転車通勤制度の導入促進の取組を進めるとともに、「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」の創設により、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大に努められている。

本市においても今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、地元企業等に対し、従業員の自転車通勤受け入れに係る駐輪場整備等に対する助成事業を実施したところである。

こうした状況を踏まえ、市民の新しい生活様式への速やかな転換に向け、企業レベルでの自転車通勤の推進にあたり、必要となる受入環境整備が促進されるよう、国において、企業等が実施する自転車駐輪施設の整備等の取組に対する財政支援措置を講じられたい。

**[MEMO]**

今治市

## 高齢者の運転免許自主返納に伴う自転車活用の取組について

自動車運転免許の自主返納が1998年に制度化され、今日では、警視庁が発行する「運転経歴証明書」の提示により、「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や美術館などで様々な特典を受けることができるなど、自主返納をサポートする体制が整い、自治体においても、バスやデマンドタクシー回数券の贈呈の他、自操用ハンドル形電動車椅子の購入費補助など、交通弱者となる高齢者の日常の足をサポートする取組が見受けられるところです。

高齢ドライバーの事故と免許返納問題に関しては、高齢者を取り巻く現代の交通社会において、代替交通として様々なモビリティが姿を見せる中、本会が活用を推進する「自転車」の果たす役割が今後において大きな意味を持つものと考えています。

については、各団体において高齢者の運転免許自主返納を支援するにあたり、代替交通として自転車を活用した取組事例がございましたらご教示ください。

また、未活用の団体において、実際に自転車を導入する場合のメリット・デメリット、課題などについてそれぞれお聞かせください。

**【MEMO】**

## 議案第3号（意見交換）

上島町

### サイクリスト実態調査について

限られた財源の中で自転車を活用したまちづくりを推進していくためにも、現在の施策が効果的であるのか十分な検証が必要であると考えられますが、上島町においても、検証の一つとして、平成29年度、サイクリストを対象としたアンケート調査を実施し、その結果を翌年度以降の施策に反映してまいりました。

前回の調査から5年が経過し、また、2022年3月岩城橋が開通することで町が大きな変革を迎えることから、再度検証し新たな施策を打ち出したいと考えております。

そこで、各自治体において、どのような検証を実施しているか、その中でもアンケート調査を実施している場合は、その調査方法や調査内容についてご教示いただければと思います。

（例）H29年度上島町サイクリスト実態調査

実施場所：町内各港

調査対象：乗船前（帰路）のサイクリスト

調査内容：認知度、消費額、印象、要望等

**(MEMO)**

## 2. 役員改選（案）について

議案第4号

### 四国ブロック次期役員候補者について

#### 選出結果

- (1) 副会長 今治市長 徳永 繁樹  
立候補者1名 推薦者13名（今治市12票、松山市1票）
- (2) 理 事 宿毛市長 中平 富宏  
立候補者1名 推薦者 8名（宿毛市6票、八幡浜市2票）
- (3) ブロック長 今治市長 徳永 繁樹  
今治市と宿毛市の協議による

協議等

## (1) 次期開催地について（案）

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会  
四国ブロック会議 開催地一覧

| 回数 | 開催年月    | 開催県 | 開 催 地  |
|----|---------|-----|--------|
| 1  | 2019. 2 | 愛媛県 | 今治市    |
| 2  | 2019. 9 | 高知県 | 香南市    |
| 3  | 2020.   |     | (開催中止) |
| 4  | 2021. 秋 | 香川県 | 土庄町    |
| 5  | 2022.   | 徳島県 |        |
| 6  | 2023.   | 愛媛県 |        |
| 7  | 2024.   | 高知県 |        |
| 8  | 2025.   | 香川県 |        |
| 9  | 2026.   | 徳島県 |        |
| 10 | 2027.   | 愛媛県 |        |
| 11 | 2028.   | 高知県 |        |
| 12 | 2029.   | 香川県 |        |
| 13 | 2030.   | 徳島県 |        |
| 14 | 2031.   | 愛媛県 |        |
| 15 | 2032.   | 高知県 |        |
| 16 | 2033.   | 香川県 |        |
| 17 | 2034.   | 徳島県 |        |
| 18 | 2035.   | 愛媛県 |        |
| 19 | 2036.   | 高知県 |        |
| 20 | 2037.   | 香川県 |        |
| 21 | 2038.   | 徳島県 |        |
| 22 | 2039.   | 愛媛県 |        |
| 23 | 2040.   | 高知県 |        |
| 24 | 2041.   | 香川県 |        |
| 25 | 2042.   | 徳島県 |        |
| 26 | 2043.   | 愛媛県 |        |
| 27 | 2044.   | 高知県 |        |
| 28 | 2045.   | 香川県 |        |

# 規約

# 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約

## (名称)

第1条 この会は、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会（以下「本会」という。）」と称する。

## (目的)

第2条 本会は、自転車による観光振興、住民の健康の増進、交通の混雑の緩和、環境への負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治体が連携して、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となることを目的とする。

## (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車施策に関する国等関係機関への予算等要望活動
- (2) 自転車を活用した地方創生の提言
- (3) 自転車を活用したまちづくりに関する情報交換
- (4) 自転車の走行環境の改善
- (5) 交通の安全の確保
- (6) 自転車を活用した観光振興
- (7) 自転車の活用による健康増進
- (8) 自転車の活用による環境負荷低減
- (9) 災害時における自転車活用
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## (会員)

第4条 本会の会員は、全国の市区町村長で、本会の趣旨に賛同し、入会届を本会に提出した者とする。

2 前項の入会届は隨時受け付ける。

3 本会は別に定めるところにより、全国を9ブロックに分け、会員をその所在地に応じて各ブロックに位置づける。

(会員の脱退)

第5条 会員は、本会に退会届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名
- (3) 理事 7名
- (4) 監事 2名

2 第4条第3項に規定するブロック毎にそれぞれ副会長1名を含む役員候補者2名を選出し、いずれか1名をブロック長とする。

3 会長は副会長の中から役員候補者の互選により選出する。

4 理事及び監事は、会長、副会長を除く役員候補者の中から互選により選出する。

5 役員の任期は、役員改選決議のあった時からその翌々年度の総会における役員改選決議の時まで（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで）とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、総会で承認された事業を執行する。

4 ブロック長は、各ブロックの活動及び入退会等の事務を総括する。

5 監事は、会の会計を監査する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、会長が指定する市区町村に全体事務局を置く。

2 前項に定める事務局とは別に、ブロック長就任市区町村にブロック事務局を置く。

(総会)

第 10 条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があると認められるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

4 総会は、次の事項について議決する。

(1) 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約(以下、「規約」という。) の変更

(2) 活動計画の策定又は変更

(3) 役員就任の承認

(4) その他本会の運営に関する重要な事項

5 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状を議長に提出することにより、出席者の数に加えるものとする。

6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、委任状を議長に提出しなければならない。

8 前 2 項に関わらず、緊急を要する事項は、書面により、会員の過半数の同意をもって決する。

(役員会)

第 11 条 役員会は第 6 条第 1 項の役員をもって構成し必要に応じて開催する。

2 役員会は次の事項について議決する。

(1) 総会に提出する議案の決定

(2) 総会で議決された事業の実施方法等の決定

(3) 各ブロックへの情報提供、情報収集

(4) 自転車施策に関する国等関係機関への要望等の活動

(5) 顧問の就任要請の承認

(会費)

第 12 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、年度の途中で入会する場合は、入会時に会費を納入し、年度の途中で退会した場合は返納しない。

- 2 会費の額及び納入期限は、総会において決定する。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (その他)

第13条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この規約は、平成30年11月15日から施行する。
- 2 初年度の会計期間は、第12条第3項の規定にかかわらず設立総会の日から翌年3月31日までとする。
- 3 設立当初の役員は、第6条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず以下のとおりとする。

|     |        |       |
|-----|--------|-------|
| 会長  | 今治市長   | 菅 良二  |
| 副会長 | 美唄市長   | 高橋 幹夫 |
|     | 北上市長   | 高橋 敏彦 |
|     | 佐渡市長   | 三浦 基裕 |
|     | 前橋市長   | 山本 龍  |
|     | 三島市長   | 豊岡 武士 |
|     | 堀市長    | 竹山 修身 |
|     | 尾道市長   | 平谷 祐宏 |
|     | 南さつま市長 | 本坊 輝雄 |
| 理事  | 俱知安町長  | 西江 栄二 |
|     | 石巻市長   | 亀山 紘  |
|     | 飯山市長   | 足立 正則 |
|     | さいたま市長 | 清水 勇人 |
|     | 守山市長   | 宮本 和宏 |
|     | 真庭市長   | 太田 昇  |
|     | 国東市長   | 三河 明史 |
| 監事  | 安城市長   | 神谷 学  |
|     | 宿毛市長   | 中平 富宏 |

- 4 設立当初の役員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず平成31(2019)年度の総会の日までとする。